

行橋市補助金等交付基本要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に特別の定めのあるものを除くほか、市が交付する補助金等について、必要な事項を定め、その適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金及び交付金
- (2) 前号に掲げるものと性質を同じくする助成金等
- (3) 利子補給金

2 この要綱において「補助事業」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この要綱において「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(補助金等交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る計画書又はこれに準ずるもの
- (2) 補助事業に係る収支計画書又はこれに準ずるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金等交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、事業内容及び法令等との関連等必要な審査を行い、補助金等を交付すべきと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めたときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の決定をすることができる。

3 市長は、補助金等の交付をすることが不適当と認めたときは、速やかに申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金等交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

きる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により速やかに当該申請者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第7条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要な調査を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の交付の時期)

第10条 補助金等は、前条の規定により確定した額を当該補助事業の完了後に交付するものとする。ただし、当該補助事業の性質上その事業の完了前に交付することが適当と認められるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 補助金等の請求は、補助金等（概算）請求書（様式第5号）により請求するものとする。

(決定の取消等)

第11条 市長は、補助事業者が法令等並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に違反したときは、補助金等交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の場合速やかに補助事業者に対し補助金等交付取消・変更通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 第1項の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定のあつた後においても適用する。

(補助金等の返還)

第12条 補助事業者は、前条第1項及び第3項の規定による取消しを受けた場合には補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、速やかに返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産のうち、次の各号に掲げるものは市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数等を勘案して市長が承認した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産及びその従物

(立入り調査等)

第14条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に報告させ、又は当該職員を関係場所に立入り調査させることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和62年度予算の執行から適用する。